

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成30年2月1日

**【発行者名】** B N Y Mellon ・ インターナショナル ・ マネジメント ・ リミテッド  
( BNY Mellon International Management Limited )

**【代表者の役職氏名】** 取締役 スコット ・ レノン  
( Scott Lennon, Director )

**【本店の所在の場所】** ケイマン諸島、KY1-9008、グランド ・ ケイマン、ジョージ ・ タウン、  
ホスピタル ・ ロード27、ケイマン ・ コーポレート ・ センター、  
ウォーカーズ ・ コーポレート ・ リミテッド気付  
( c/o Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre,  
27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008,  
Cayman Islands )

**【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 三 浦 健  
同 廣 本 文 晴

**【代理人の住所又は所在地】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森 ・ 濱田松本法律事務所

**【事務連絡者氏名】** 弁護士 三 浦 健  
同 廣 本 文 晴

**【連絡場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森 ・ 濱田松本法律事務所

**【電話番号】** 03 ( 6212 ) 8316

**【届出の対象とした募集 ( 売出 ) 外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】**  
ニッポン ・ オフショア ・ ファンズ -  
エマージング ・ カレンシー ・ ボンド ・ ファンド  
( Nippon Offshore Funds -  
Emerging Currency Bond Fund )

**【届出の対象とした募集 ( 売出 ) 外国投資信託受益証券の金額】**  
5,000億円を上限とする。

**【縦覧に供する場所】** 該当事項なし。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2017年8月31日に提出した有価証券届出書（2017年11月30日付有価証券届出書の訂正届出書および2017年12月19日付有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済）について、2018年2月1日より副投資運用会社が統合および名称変更され、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

（注）下線の部分は、訂正箇所を示します。

## 第二部 ファンド情報

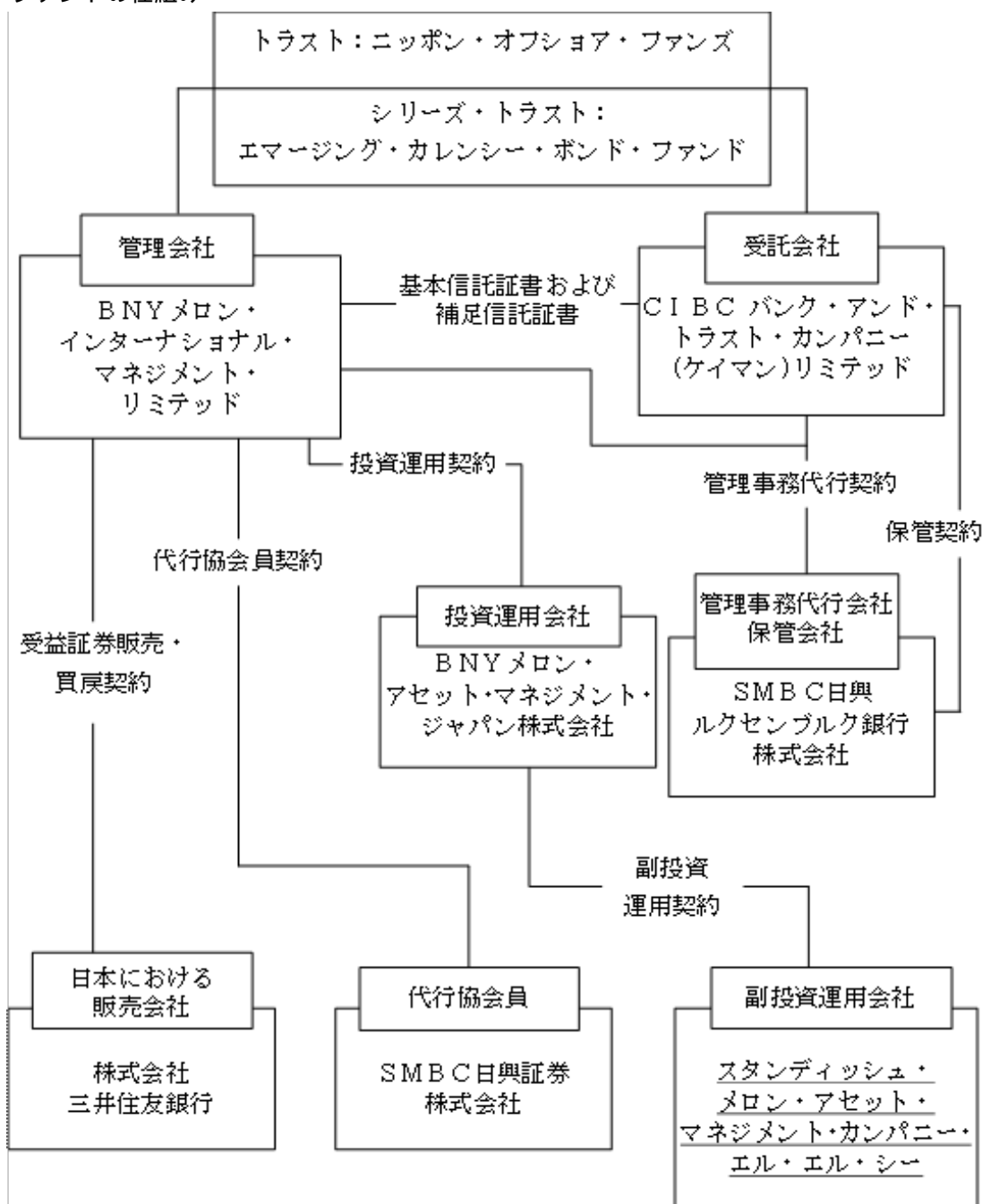
## 第1 ファンドの状況

## 1 ファンドの性格

## (3) ファンドの仕組み

<訂正前>

ファンドの仕組み



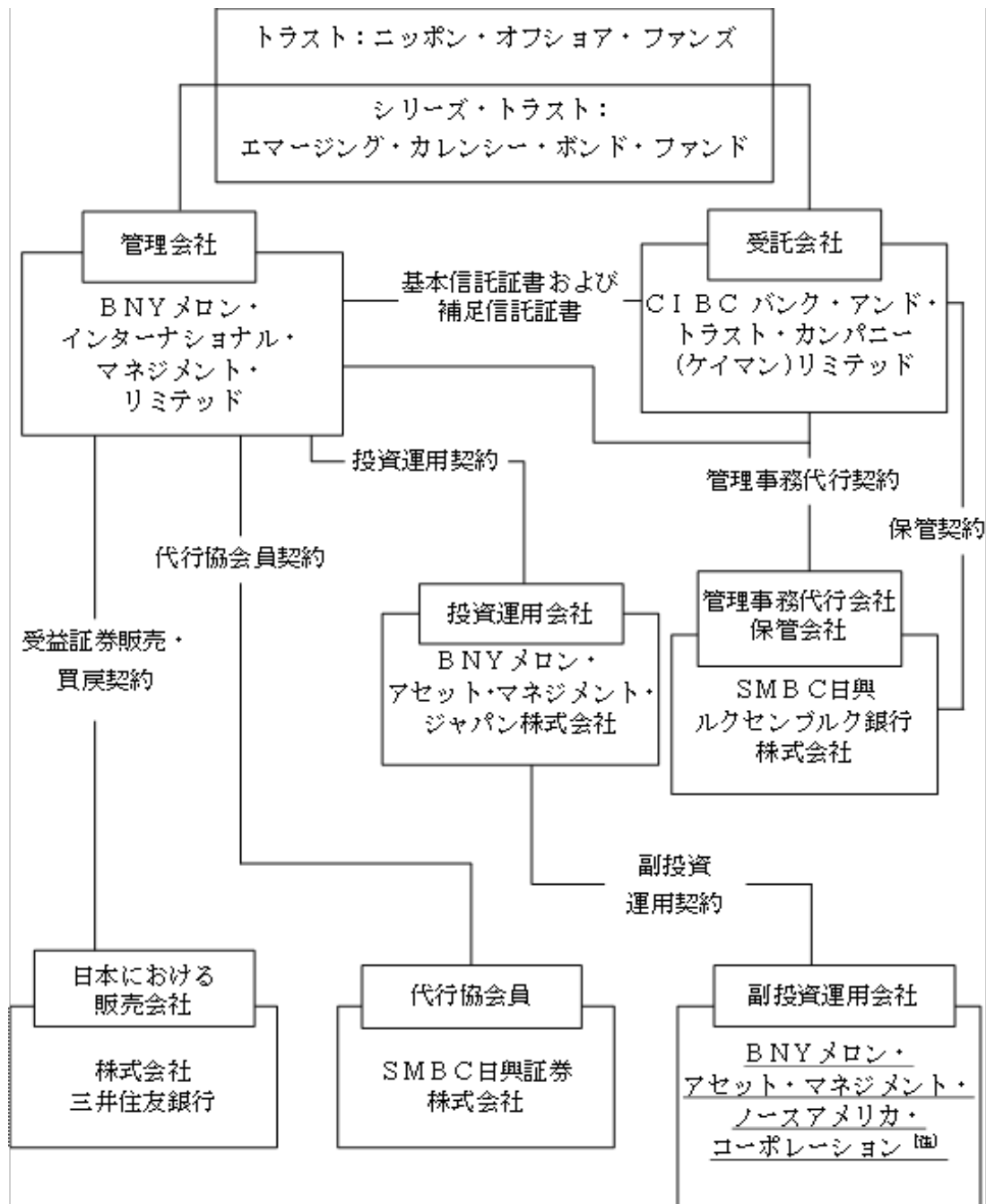
管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の 役割	契約等の概要
（中略）		
<u>スタンディッシュ・メロン・ア セット・マネジメント・カンパ ニー・エル・エル・シー</u>	副投資運用会社	2012年7月19日に投資運用会社との間 で、副投資運用契約（注4）を締結。ファ ンド資産の投資および再投資に関する副 投資運用業務の提供について規定してい る。

（後略）

&lt;訂正後&gt;

## ファンドの仕組み



(注) ファンドの副投資運用会社である「スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー」は、2018年1月31日の営業終了後、同じBNYメロン・グループの「メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション」ならびに「ザ・ポストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エル・エル・シー」と統合し、2018年2月1日からは、BNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーションとして業務を行うこととなった。本統合により、各社の主たる運用チーム、運用哲学、運用プロセスを変更することはない。以下同じ。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
----	------------	--------

(中略)

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション	副投資運用会社	2012年7月19日に投資運用会社との間で、副投資運用契約 <sup>(注4)</sup> を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する副投資運用業務の提供について規定している。
---------------------------------------	---------	--

(後略)

## 2 投資方針

### (3) 運用体制

<訂正前>

#### 投資運用会社

管理会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、投資運用契約に基づき、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託している。

投資運用会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社に委託している。

#### 副投資運用会社

投資運用会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、副投資運用契約に基づき、スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに委託している。

副投資運用会社は、株式公開企業であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な完全子会社であり、米国証券取引委員会に投資顧問会社として登録されている。

副投資運用会社は、1933年に設立された米国の運用会社である。2001年にザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの100%子会社として傘下に入り、債券特化型の運用会社としてグループ内で中核的な位置を占めている。同社は、クレジット債券（社債等）運用の分野で、米国の運用会社の中で、最も長い歴史を持つ運用会社の1つであり、その他にも米国ハイイールド債（1988年運用開始）、米ドル建てエマージング債（1991年運用開始）、現地通貨建てエマージング債（1993年運用開始）など、グローバルかつ幅広い種類の債券運用を行っている。運用手法は、経済や市場のファンダメンタルズに関する定性的な判断に、定量的な評価を組み合わせたものとなり、2017年6月末現在、債券運用のみに特化する約130名の運用プロフェッショナルが在籍して、同社の運用を支えている。2017年6月末現在で約1,565億米ドル（約18兆円）の資産を受託しており、世界各国の機関投資家が主な顧客となっている。

(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2017年6月30日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=111.96円）による。

(後略)

<訂正後>

投資運用会社

管理会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託している。

投資運用会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社に委託している。

副投資運用会社

投資運用会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーションに委託している。

副投資運用会社は、株式公開企業であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であり、米国証券取引委員会に投資顧問会社として登録されている。

（後略）

### 第三部 特別情報

#### 第2 その他の関係法人の概況

##### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

（前略）

#### （4）スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー ・エル・エル・シー

（「副投資運用会社」）

資本金の額

副投資運用会社の資本金の額は公開されていない。なお、副投資運用会社を子会社とするザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの2016年12月末日現在における資本金の額は約38,811百万米ドル（約4兆3,453億円）である。

事業の内容

副投資運用会社は、1933年に米国マサチューセッツ州において設立され、1940年米国投資顧問法に基づき、投資顧問業を営んでいる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（４）BNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション

（「副投資運用会社」）

資本金の額

2018年2月1日現在、副投資運用会社の払込資本金の額は、約4,506百万米ドル（約5,092億円）である。

（注）米ドルの円貨換算は、便宜上、2017年12月29日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝113.00円）による。

事業の内容

有価証券等にかかる投資運用業務を営んでいる。

（後略）

## 2 関係業務の概要

<訂正前>

（前略）

（４）スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー

（「副投資運用会社」）

副投資運用会社は、投資運用会社から委託を受け、副投資運用契約に基づきファンドの副投資運用業務を行う。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（４）BNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション

（「副投資運用会社」）

副投資運用会社は、投資運用会社から委託を受け、副投資運用契約に基づきファンドの副投資運用業務を行う。

（後略）

## 3 資本関係

<訂正前>

（前略）

（４）スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー

（「副投資運用会社」）

副投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な完全子会社である。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（４）BNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポレーション

（「副投資運用会社」）

副投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社である。

（後略）

別紙 A

定義

<訂正前>

（前略）

「副投資運用会社」

スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー  
・エル・エル・シーをいう。

（後略）

<訂正後>

（前略）

「副投資運用会社」

BNYメロン・アセット・マネジメント・ノースアメリカ・コーポ  
レーションをいう。

（後略）